

3 県内全域を対象とした機関





徳島県障がい者相談支援センター

〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59

電話 (088)631-8711 FAX (088)631-8722

【実施内容】

- ・知的障がい者の医学的・心理的判定
- ・身体障害者手帳の交付
- ・補装具の支給判定及び自立支援医療(更生医療)の要否の判定
- ・障害者総合支援法に基づく研修事業
- ・障がい者権利擁護の推進 等

徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ

〒773-0015 小松島市中田町新開2-2

電話 (0885)34-9001 FAX (0885)34-9002

【実施内容】

○相談支援

発達障がい児者及び家族等からの対人関係での困りごとや日々の悩み事など、様々な相談を受け付けています。発達障がいの診断を受けていない、「疑い」の段階から相談を受け付けています。また、同じ困り感を持った者同士が集まるグループ支援を行っています。

○発達支援

子どもへのより良い関わり方や、気になる行動への効果的な対処方法について学ぶ「ペアレントトレーニング」の保護者向けの教室を開催するなど、保護者への支援を行うとともに保育所や幼稚園等の職員に対し、対応方法や保護者支援の視点についての相談や助言を行っています。

○就労支援

職場での困りごとへの対処についての相談から、就職や職業訓練など、就労に関する幅広い相談を行っています。特に、FA(フリーアクティビティ)では、就労準備活動などを通じ、就労へのイメージをつかみ、就労へ挑戦する動機付けを高める支援を、定期的(週2回程度)に実施しており、職業スキルを身につける以前の決まった時間に起きることや服装や身だしなみに気を配れるかなど、日常生活を送る上でのサポートから行っています。

○普及・啓発

「世界自閉症啓発デー(4月2日)」、「発達障害啓発週間(4月2日～8日)」における、啓発パネルや作品写真展示、啓発ビデオの上映などのイベントの実施しています。広く県民の皆様を対象とした講演会や研修会等への講師の派遣等も行っています。

※「ハナミズキ」発達支援相談

海部郡内にお住まいの方が相談しやすいよう、定期的に南部総合県民局美波庁舎において専門家による移動相談をしています。(要予約)

- ・対象:発達に気がかりのある幼児とその保護者
- ・日程:偶数月第3月曜日(祝日の場合は変更あり)
- ・場所:南部総合県民局美波庁舎101会議室

徳島県南部こども女性相談センター (児童相談担当)

〒774-0011 阿南市領家町野神319

電話 (0884)21-7130 FAX (0884)22-6404

【実施内容】

以下の相談に対し、助言指導だけでなく、必要に応じて一時保護や施設入所、里親委託等の措置を行っています。相談は原則予約制です。

①養護相談

身体的、心理的、性的虐待、ネグレクト等の児童虐待。保護者の失踪、死亡、離婚、傷病、服役等による養育困難。

②非行相談

窃盗、暴行、性加害等の触法行為により警察から通告のあった児童。家出、浮浪、お金の持ち出し等のぐ犯行為。

③育成相談

かん黙、家庭内暴力、落ち着きが無い、学校や保育園への不登校(園)等。

④障がい相談

療育手帳判定を含む、知的障がい、発達障がい、重症心身障がい等。

相談にあたっては、関係機関との連携等のソーシャルワークを行う児童福祉司と、こどもの心理判定等にあたる児童心理司がペアで対応しています。

徳島県精神保健福祉センター

〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80

電話 (088)625-0610 FAX (088)652-2327



【実施内容】

医師や心理士等の専門スタッフが、次のような相談に応じています。

- ・ひきこもり相談
- ・思春期相談
- ・依存症相談(アルコール・薬物・ギャンブル等)
- ・自殺に関する相談
- ・自死遺族の相談
- ・その他精神保健福祉に関する相談

【施設の特徴・大切にしていること】

- ・来所による相談は、ひきこもり・思春期・依存症相談に限らせていただいております。予約制となっておりますので、下記の「相談受付専用電話番号」にてお問合せください。それ以外のご相談は電話相談として受け付けています。

【メッセージ】

- ・ひきこもり相談については、南部圏域にお住まいの方がより相談しやすくなるよう、定期的にサテライト相談を実施しています。
- ・ご家族のみでのご相談も受け付けており、関係機関への技術支援も行っています。ぜひご利用ください。
 - ＜阿南保健所＞毎月第1・2・3火曜日 午前10時30分～
 - ＜美波保健所＞毎月第4火曜日 午前10時30分～
- ・家族教室(月1回、全3回)も開催予定です。詳しくはお問合せください。

【連絡先】

相談受付時間: 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

電話: (088)602-8911(相談受付専用電話番号)



NPO法人 徳島県断酒会

〒771-1151 徳島市応神町古川字高良159-9

電話 (088)641-0737

Web <http://www.tokushimaken-dansyukai.or.jp/>



- <阿南支部> 毎月第2・4金曜日 18:00~20:00
阿南ひまわり会館
- <羽ノ浦> 毎月第2水曜日 18:30~20:30
阿南市羽ノ浦公民館
- <丹生谷> 毎月第1火曜日 18:00~20:00
相生保健センター(休会中の場合有)
- <海陽> 毎月第4月曜日 18:30~20:30
穴喰町民センター

1958年に誕生した酒害者(お酒に悩む人達)による酒害者のための自助組織です。誕生5年後の1963年には、全日本断酒連盟という全国ネットワークが完成し、現在では、会員本人約5千人とその家族が酒のない新しい人生を明るく生きています。県下でも1971年2月に「徳島県断酒会」が発足しております。

【実施内容】

●断酒会例会:

県内7支部20カ所にて開催

内容は、会員一人一人が酒害体験と自分自身を率直に語り、聴きます。

断酒例会で語り、聴くことで自分と酒の関係がはっきりと見え、共通の悩みを持った者同士の信頼関係が生まれます。

そこで、断酒に踏み切り、断酒を継続する努力を始めることができます。

断酒を継続することで、新しい人生を創り、力強く生きていくのだという自覚と自信が湧いてくるのです。

●お酒に関する何でも相談

県内4カ所にて開催

<県南部> 毎月第2・4金曜日 18:00~20:00
阿南ひまわり会館

【特徴】

断酒例会では、会員同士は完全に平等の立場で、そこには身分、職業、性別の差は一切存在しません。体験談は「言いつぱなし」の「聴きつぱなし」です。

【メッセージ】

お酒で困っている人なら、本人でも家族でも待っています。支え合える仲間がいます!

【連絡先】

上記の事務局、又は徳島県精神保健福祉センター(電話088-602-8911)
最寄りの保健所まで。



